

電気通信端末機器の技術基準適合認定等事業

(総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課)

1. 事務・事業の概要

電気通信端末機器の技術基準適合に関する認定
端末設備の接続の技術的条件の適合検査

2. 指定、登録等の基準

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 86 条・第 87 条

(登録認定機関の登録)

第八十六条 端末機器について、技術基準適合認定の事業を行う者は、総務省令で定める事業の区分（以下この節において単に「事業の区分」という。）ごとに、総務大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事業の区分
- 三 事務所の名称及び所在地
- 四 技術基準適合認定の審査に用いる測定器その他の設備の概要
- 五 第九十一条第二項の認定員の選任に関する事項
- 六 業務開始の予定期日

3 前項の申請書には、技術基準適合認定の業務の実施に関する計画を記載した書類その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の基準)

第八十七条 総務大臣は、前条第一項の登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 別表第二に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が技術基準適合認定を行うものであること。
- 二 別表第三に掲げる測定器その他の設備であつて、次のいずれかに掲げる^{こう}較正又は校正（以下この号において「較正等」という。）を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月一日から起算して一年（技術基準適合認定を行うのに優れた性能を有する測定器その他の設備として総務省令で定める測定器その他の設備に該当するものにあつては、当該測定器その他の設備の区分に応じ、一年を超え三年を超えない範囲内で総務省令で定める期間）以内のものに限る。）を使用して技術基準適合認定を行うものであること。
 - イ 国立研究開発法人情報通信研究機構（ハにおいて「機構」という。）又は電波法第百二条の十八第一項の指定較正機関が行う較正
 - ロ 計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十五条又は第百四十四条の規定に基づく校正

- ハ 外国において行う較正であつて、機構又は電波法第百二条の十八 第一項の指定較正機関が行う較正に相当するもの
- ニ イからハまでのいずれかに掲げる較正等を受けたものを用いて行う較正等
- 三 登録申請者が、端末機器の製造業者、輸入業者又は販売業者（以下この号において「特定製造業者等」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
- イ 登録申請者が株式会社である場合には、特定製造業者等がその親法人（会社法第百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。
- ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める特定製造業者等の役員又は職員（過去二年間に当該特定製造業者等の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。
- ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、特定製造業者等の役員又は職員（過去二年間に当該特定製造業者等の役員又は職員であつた者を含む。）であること。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の登録を受けることができない。
- 一 この法律又は有線電気通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。
- 二 第百条第一項又は第二項（第百三条において準用する場合を含む。）の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。
- 三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があること。
- 3 前条及び前二項に規定するもののほか、同条第一項の登録に関し必要な事項は、総務省令で定める。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	JCN	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
一般財団法人電気通信端末機器審査協会	2010405000526	平成 16 年 1 月	東京都港区元赤坂 1-1-5	登録認定機関の登録の基準に適合するため
株式会社ディーエスピーリサーチ	8140001030198	平成 16 年 1 月	兵庫県神戸市中央区港島南町 1-4-3	同上
テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社	5020001022136	平成 16 年 1 月	神奈川県横浜市港北区新横浜 3-19-5	同上
SGS ジャパン株式会社	1020001034622	令和 5 年 2 月	神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町 134 番地横浜ビジネスパークノーススク	同上

			エア I	
株式会社 UL Japan	1190001006514	平成 26 年 3 月	三重県伊勢市朝熊町 4383-326	同上
株式会社コスモス・コーポレーション	8190001006631	平成 20 年 9 月	三重県松阪市桂瀬町 718-1	同上
テュフズードジャパン株式会社	4011101026268	平成 30 年 10 月	東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-31-11	同上
株式会社認証技術支援センター	9020001031422	平成 25 年 9 月	神奈川県横浜市港北区岸根町 610 番 1	同上
一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター	5010705001857	令和元年 5 月	東京都品川区八潮 5-7-2	同上
一般社団法人 TAC	2120005018065	平成 28 年 7 月	大阪府大阪市北区鶴野町 4 番 コープ野村梅田 A416 号室	同上
ビューローベリタスジャパン株式会社	6020001039609	平成 29 年 11 月	神奈川県横浜市中区山下町 22 番地	同上
DEKRA サーティフィケーション・ジャパン株式会社	1010401058247	令和 4 年 6 月	神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町 134 横浜ビジネスパーク ウェストタワー 7 階	同上

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答
特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠
料金等の設定について競争原理が働くことを前提に法人自身が自由に料金等を設定するとの考え方から、法令等により、料金等の設定に当たって国が関与することとはされていないため、公開の対象外。

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（令和 6 年 9 月 1 日現在）
見直しを行った結果、特段の改善を要するものはない。

7. 政策評価
別添のとおり。